

今日の児童家庭福祉は二つの課題に同時に対応しなければならぬ。一つは「家庭養育原則」であり、もう一つは「虐待対応」である。児童虐待が増加の一途をたどる中、両者を同時に展開するならば、虐待のリスクがあっても子どもは家庭で養育を受けられるように保護者を支援していかなければならない。

日曜論壇の1回目を執筆した際、2020年度に全国の児童相談所（児相）が対応した虐待相談件数は初めて20万件を超えたが、このうち最終的に社会的養護（施設や里親）に委託された件数は2・1%に過ぎず、実に98%は

在宅の状態に置かれたままに なっていると書いた。不適切な養育環境に置かれている子どもを育ちを支えていくことが地域養護であり、その中で重要な役割を果たすことが期待されているのが児童家庭支援センター（児家セン）である。

にひんしては社会的養護になき、施設入所中は共に親子の再統合を目指していく。その子ども・家庭に関わり支え続ける人が求められている。虐待で児相に一時保護されるケースのうち2度目、3度目というのが後を絶たない。虐待の再被害である。社会的

事業（ショートステイと言いつつ7日間を限度に子どもを預かる）の契約を結び、うち七つの市町の養育施設整備対策協議会（養育協）に関わり実務者レベルの会議に参加している。要対路に関与しながら地域の要保護児童を見守り、必要があればタイムリー

くるかのようである。15年度にちゅうりつぶが対応したショートステイの件数は延べ7件、27日間。21年度には延べ2177件、6155日に増加した。子育てに伴う孤立が深刻化し、大きなストレスを抱え養育に行き詰まりながらも、頼れる親戚縁者がいない家庭が増えている。が、残念ながらニーズに対応しきれない状況になっている。

児家センの設置整備急げ

地域養護を推進する上で肝要なことは、保護者とパートナーシップを組んで共に子どもを育てていくこととする組織（人）の存在である。子どもが胎前期から社会的自立に至るまで、地域にあって一貫して子ども・家庭に関わり、必要に応じて支援を届け、危機

養護と地域養護のはざまに必要支援が届いていないことの表れであろう。筆者が総合施設長を務める児童養護施設「養護園」（さくら市）では、15年4月に本県で最初の児家セン「ちゅうりつぶ」を開設した。現在県内17の市町と子育て短期支援

にショートステイなどの支援を届ける。言い換えれば「保護者と共に子どもを育てる」を目指している。ちゅうりつぶでは毎月2泊3日をうけ、毎月断続的に7日間利用するなど定期的に利用する子どもが増えている。まさに親戚の家にやっ

県内の児家センは15年度に養護園と済生会宇都宮乳児院（宇都宮市）に設けられて以降、設置されていない。県社会的養育推進計画では29年度までに7カ所へ増やすことを目標に掲げている。早急な整備が求められている。（県児童養護施設連携協議会長）



実際に98%は

在宅の状態に置かれたままに

にひんしては社会的養護にな

事業（ショートステイと言いつ

くるかのようである。